

令和 8 年 度

八 尾 市

地 下 水 質 測 定 計 画

八 尾 市

令和 8 年度八尾市地下水質測定計画

(目的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第 15 条の規定により、八尾市内の地下水質を常時監視するために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

市域の全体的な地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性があるかと判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染地域について、継続的に監視を行うために実施する地下水の水質調査とする。

(測定地点)

測定地点は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 概況調査（別表－1、別図－1） | 3 地点 |
| (2) 継続監視調査（別表－2、別図－2） | 9 地点 |

(測定計画期間)

測定計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア. 一般項目

気温、水温、pH、外観、透視度、臭気

イ. 環境基準健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、 クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、ジクロロメタン、1,2-ジ クロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロ エチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、シマジン、 チオベンカルブ、チウラム、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素、1,4-ジオキサソ （ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準健康項目のうち汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物等に該当する項目とする。

(3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表－２に掲げる項目とする。

(測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 概況調査 各測定地点において 1回／年
- (2) 継続監視調査 各測定地点において 1回／年

(測定方法)

測定方法及び報告下限値は、原則として別表－３のとおりとする。

但し、汚染井戸周辺地区調査に係る報告下限値は「大阪府地下水質保全対策要領の運用」の値とする。

(試料の採取等)

- (1) 試料の採取については、井戸等の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

(その他)

その他本計画に記載のない事項等については、大阪府及び測定機関等の関係機関と協議の上、定める。